

木佐木原遺跡の出土試料の自然科学分析

# 入 札 説 明 書

平成29年9月

鹿児島県立埋蔵文化財センター

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
木佐木原遺跡の出土試料の自然科学分析
- (2) 調達をする役務の特質等  
別添仕様書による。
- (3) 履行期限  
平成30年1月29日まで
- (4) 納入場所  
鹿児島県立埋蔵文化財センター内

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去3箇年（平成26年度から平成28年度）の間に国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体、公益財団法人等とこの入札に付する事項と種類をおおむね同じくする事項に係る実績報告書を提出できる者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等であると認められる法人等

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

### 3 参加資格の審査等

当該事業に係る入札への参加を希望する企業等は、次の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 会社概要及び業務内容のわかるパンフレット等 1部
- イ 業務実績報告書 1部
- ウ 誓約書（様式第2号）及び役員名簿 各1部

上記2(3)について、鹿児島県警察本部に照会するため使用する。

(2) 提出期限

平成29年9月13日（水） 正午（必着）

(3) 提出場所

鹿児島県立埋蔵文化財センター 総務課

(4) 資格審査の結果

平成29年10月2日（月）までに書面及び電話により通知する。

### 4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札日時及び場所

ア 日 時 平成29年10月6日（金）午後2時00分

イ 場 所 鹿児島県立埋蔵文化財センター 2階 研修室

(3) 代理入札

代理人による入札をしようとするときは、(2)アの日時までに委任状を提出すること。

なお、この入札に参加する者及びこの入札に参加する者を代理する者は、この入札に参加する他の者を代理することはできない。

### 5 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、別紙「入札保証金納付書」により、次の(2)に定める期限までに納付すること。ただし、次の(3)に該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還

付する。

(1) 入札保証金の納付方法

ア 現金

イ 政府の保証のある債権

ウ 契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し又は支払保証をした小切手。

エ 契約担当者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形。

オ 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る。）

(2) 入札保証金の納付期限及び場所

ア 納付期限 平成29年10月6日（金） 午後1時30分

イ 納付場所 鹿児島県立埋蔵文化財センター 総務課

(3) 入札保証金の免除

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体当該一般競争入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## 6 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

ア 契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の額を納付すること。

イ 契約の相手方は、入札の際、入札保証金を納付しているときは、これを契約保証金に充当することができる。

(2) 契約保証金の免除

ア 契約の相手方が契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (3) 契約保証金の還付  
契約保証金は、契約履行後還付する。

## 7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 9 最低制限価格

設定しない。

## 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 11 入札及び契約に関する事務を担当する所属の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県立埋蔵文化財センター総務課 担当：草水  
霧島市国分上野原縄文の森2番1号  
電話番号：0995-48-5811（代表）  
FAX番号：0995-48-5820

## 木佐木原遺跡（整理作業）の出土試料の自然科学分析（放射性炭素年代測定分析・樹種同定・植物珪酸体分析・テフラ分析）仕様書

### 1 一般事項

- (1) 業務内容  
出土試料の放射性炭素年代測定分析・樹種同定・植物珪酸体分析・テフラ分析
- (2) 業務量

ア	放射性炭素年代測定分析	10点（別紙一覧表のとおり）
イ	樹種同定	10点（別紙一覧表のとおり）
ウ	植物珪酸体分析	20点（別紙一覧表のとおり）
エ	テフラ分析	15点（別紙一覧表のとおり）
	（ア） 火山ガラス屈折率測定	
	（イ） 鉱物屈折率測定	
	（ウ） テフラ組成分析	
オ	報告書作成	4件
- (3) 成果品  
報告書及びCD-R等に収録した文書・挿図・表・写真等のデータ 各1部
- (4) 履行期限  
平成30年1月29日（月）
- (5) 納入場所  
鹿児島県立埋蔵文化財センター  
（〒899-4318 霧島市国分上野原縄文の森2番1号）
- (6) 契約代金の支払時期  
業務終了後（確認検査後）の精算払いとする。

### 2 分析方法

- (1) 放射性炭化物年代測定

ア	分析については、酸・アルカリ・酸処理（AAA処理）を行い、炭酸塩、フルボ酸、フミン酸などを除去すること。放射性炭素年代測定用には、AAA処理後の試料を電気炉内で燃焼させて炭酸ガス（CO <sub>2</sub> ）を生成し、真空ラインを用いて硫化物や水等を除去して精製した後、還元剤（純鉄）を用いてグラファイト（炭素）を生成し、加速器質量分析計用ターゲットを作ること。								
イ	試料は、調製後、加速器質量分析法（AMS法）により測定を行うこと。								
ウ	得られた <sup>14</sup> C濃度について同位体分別効果の補正を行った後、 <sup>14</sup> C年代、暦年代を算出すること。								
エ	個々の試料の <sup>14</sup> C年代測定精度は試料の年代値により以下の誤差程度とすること。 <table border="0"><tr><td>0～2000yrBP</td><td>: ±20～25yr</td></tr><tr><td>2000～5000yrBP</td><td>: ±25～30yr</td></tr><tr><td>5000～10000yrBP</td><td>: ±30～50yr</td></tr><tr><td>10000～20000yrBP</td><td>: ±50～100yr</td></tr></table>	0～2000yrBP	: ±20～25yr	2000～5000yrBP	: ±25～30yr	5000～10000yrBP	: ±30～50yr	10000～20000yrBP	: ±50～100yr
0～2000yrBP	: ±20～25yr								
2000～5000yrBP	: ±25～30yr								
5000～10000yrBP	: ±30～50yr								
10000～20000yrBP	: ±50～100yr								

上記の測定精度を達成できない場合はその理由を明らかにし、必要な場合には、別個体での再測定などについて検討すること。

オ 結果については、試料ごとに測定番号、試料名、 $^{14}\text{C}$ 年代測定値、炭素安定同位体比、補正 $^{14}\text{C}$ 年代値、暦年校正年代を一覧表として表し、暦年較正曲線図とともに、報告書を作成すること。

#### (2) 樹種同定

ア 光学顕微鏡観察により現生標本及び図鑑等との比較から樹種の同定を行うこと。また比較・同定に用いた画像を添付すること。

イ 試料が分析に適さないとみなされる場合は、ただちに担当職員に連絡し、試料の代替等について協議すること。

#### (3) 植物珪酸体分析

分析については、顕微鏡を使用し、科・属・種(類)等について、可能な同定を行うこと。

#### (4) テフラ分析

ア 火山ガラス屈折率及び鉱物屈折率の測定は、温度変化型屈折率測定法で行い、結果については、測定値及び分析結果を報告すること。

イ テフラ組成分析は、プレパラート作成後、顕微鏡による観察を行い、結果については、分析結果を報告すること。

### 3 共通事項

(1) 試料は、アルミホイルで密封後、プラスチックケース及びビニール袋に入れた状態で授受すること。

(2) 試料が分析に適さないとみなされる場合は、ただちに担当職員に連絡し、試料の代替等について協議すること。

(3) 分析結果には試料の処理方法、使用機材等の詳細を記載すること。

(4) 報告書は、マイクロソフト社のOS、Windows上で閲覧できる文書・挿図・表・写真等のデータをCD-R等に収録し、提出すること。

(5) 写真はカラー、モノクロとし、比較・同定に用いた画像を添付すること。

(6) 報告書の体裁は、25文字48行2段組(9.0P)とし、文書データは、ジャストシステム社の一太郎もしくはマイクロソフト社のWord、表データはExcelによるものとする。

### 4 その他

(1) 分析結果については、委託者の許可なく報告書刊行前に公表しないこと。

(2) 試料の輸送及び報告書の提出にかかる経費は、受託者負担とすること。

(3) 委託者は受託者に対し、必要と認めるときは、受託業務の実施状況について調査、報告を求めることができる。

(4) 成果品に係る所有権及び著作権は鹿児島県立埋蔵文化財センターに帰属するものとする。

(5) 上記のほか、本仕様に定めのない事項については、委託者と協議し、その指示に従うこと。

## 木佐木原遺跡 分析試料一覽

## (1) AMS年代測定

試料番号	分析内容	試料名
1	AMS年代測定	B-5区 SI01炭化物②
2	AMS年代測定	B-5区 SI01炭化物⑭
3	AMS年代測定	B-5区 SI01炭化物⑳
4	AMS年代測定	B-5区 SI01炭化物⑳
5	AMS年代測定	B-4区 SL01床面 炭化物
6	AMS年代測定	B-4区 SL01上面 炭化物
7	AMS年代測定	C-3区 SL02 炭化物
8	AMS年代測定	D-11区 SL04 炭化物⑩
9	AMS年代測定	D-10区 SL05 炭化物①
10	AMS年代測定	D-10区 SL05 炭化物B

## (2) 樹種同定

試料番号	分析内容	試料名
1	樹種同定	B-5区 SI01炭化木②
2	樹種同定	B-5区 SI01炭化木⑭
3	樹種同定	B-5区 SI01炭化木⑮
4	樹種同定	B-5区 SI01炭化木⑳
5	樹種同定	B-5区 SI01炭化木㉑
6	樹種同定	B-5区 SI01炭化木㉒
7	樹種同定	B-5区 SI01炭化木㉓
8	樹種同定	B-5区 SI01炭化木④
9	樹種同定	B-5区 SI01炭化木⑤
10	樹種同定	C-3区 SL02 炭化木

## (3) 植物珪酸体

試料番号	分析内容	試料名
1	植物珪酸体	D-11 II c層
2	植物珪酸体	D-11 II d層
3	植物珪酸体	D-11 III a層
4	植物珪酸体	D-11 III b層
5	植物珪酸体	D-11 III c層
6	植物珪酸体	D-11 III d層
7	植物珪酸体	D-11 III e層
8	植物珪酸体	D-11 VI a層
9	植物珪酸体	D-11 VI b層
10	植物珪酸体	D-11 VII層
11	植物珪酸体	D-11 ス層
12	植物珪酸体	D-11 シ層
13	植物珪酸体	B-5 II a層
14	植物珪酸体	B-5 II b層
15	植物珪酸体	B-5 III層
16	植物珪酸体	B-5 IV a層
17	植物珪酸体	B-5 IV b層
18	植物珪酸体	B-5 V層
19	植物珪酸体	B-5 VI層
20	植物珪酸体	B-5 VII層

## (4) テフラ分析

試料番号	分析内容	試料名
1	テフラ分析	D-11 III a層
2	テフラ分析	D-11 III b層
3	テフラ分析	D-11 III c層
4	テフラ分析	D-11 III d層
5	テフラ分析	D-11 III e層
6	テフラ分析	D-11 VI a層
7	テフラ分析	D-11 VI b層
8	テフラ分析	D-11 VII層
9	テフラ分析	B-5 II c層
10	テフラ分析	B-5 III層
11	テフラ分析	B-5 IV a層
12	テフラ分析	B-5 IV b層
13	テフラ分析	B-5 V層
14	テフラ分析	B-5 VI層
15	テフラ分析	B-5 VII層



(様式第8号)

# 入 札 書

一金

円也

入札事項

木佐木原遺跡の出土試料の自然科学分析

上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

契約担当者

鹿児島立埋蔵文化財センター

所長 堂 込 秀 人 殿

住所

氏名

印

注 入札金額は、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載するものとする。

平成 年 月 日 上記入札金額の100分の108に相当する金額で落札決定通知

印

# 委 任 状

住所  
私儀、今般都合により、  
氏名

を代理人と定め、下記件名の入札並びに見積に関する一切の権限を委任します。

## 記

件 名 木佐木原遺跡の出土試料の自然科学分析

---

平成 年 月 日

住所  
委任者  
氏名 印

住所  
代理人  
氏名 印

契約担当者  
鹿児島県立埋蔵文化財センター  
所 長 堂 込 秀 人 殿

※ 参考までに送付します。

**参 考**

(同内容が記載されていれば、独自の様式でも可です。)

## 委 任 状

住所（ここに代理人の住所）

私儀、今般都合により、

氏名（ここに代理人の氏名）

を代理人と定め、下記件名の入札並びに見積に関する一切の権限を委任します。

※ 注意事項 入札と見積の両方の権限委任がない場合、不落随契の見積に参加することができません。

記

件 名 木佐木原遺跡の出土試料の自然科学分析

平成29年 9 月 1 日

委任者 住所  
氏名

会社の代表者登録印  
(代表取締役の印) を  
押印してください。

印

代理人 住所  
氏名

代理人の私印

印

契約担当者

鹿児島県立埋蔵文化財センター

所 長 堂 込 秀 人 殿

# 入札保証金納付書

## 入札保証金納付書

第 号

一金

ただし、「木佐木原遺跡の出土試料の自然科学分析」に係る入札保証金

現金  
その他 [ 証券名  
記名番号  
額面金額 ]

上記のとおり納付します。

平成 年 月 日

契約担当者  
鹿児島県立埋蔵文化財センター 所長 堂込 秀人 殿

納入者 住所

氏名

印

歳入徴収者

出納員等

( 切取線 )

## 入札保証金領収書

第 号

一金

ただし、「木佐木原遺跡の出土試料の自然科学分析」に係る入札保証金

現金  
その他 [ 証券名  
記名番号  
額面金額 ]

上記のとおり領収しました。

平成 年 月 日

鹿児島県立埋蔵文化財センター出納員等

氏名

印

取扱者

印

殿

# 入札保証金還付請求書

第 号

一金	収支命令者		出納員等	
----	-------	--	------	--

ただし、「木佐木原遺跡の出土試料の自然科学分析」に係る入札保証金

現金  
その他 [ 証券名  
記名番号  
額面金額 ]

上記の入札保証金の還付を請求します。

平成 年 月 日

契約担当者

鹿児島県立埋蔵文化財センター  
所長 堂込 秀人 殿

住所

氏名

印

上記のとおり領収しました。

平成 年 月 日

出納員等

鹿児島県立埋蔵文化財センター  
出納員 高田 浩 殿

住所

氏名

印



# 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

## 記

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
  - 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県  
契約担当者  
鹿児島県立埋蔵文化財センター  
所 長 堂 込 秀 人 殿

住 所  
氏 名 印

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
    - 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
    - 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
    - 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

